

Ⅲ その他

【事案Ⅲ－１】掛金前納手続遡及請求

・ 平成 25 年 5 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、平成 16 年に遡り終身共済掛金の最終払込までの 27 回分を前納したいと考え申し出たところ、共済団体は本件を「契約者間の公平性や事業健全性の維持を理由とする推進制限措置により前納を受け入れできない」として前納を認めないことを不服として申立てをしたもの。

<申立人の主張>

- (1) 「共済団体は、終身共済の共済掛金につき平成 16 年に遡り、最終払込までの 27 回分を前納できる」との判断を求める。
- (2) 共済団体の都合で前納を引き受けないのは不合理である。過去に前納した者に対し、契約者への確認も取らずに一方的に前納を制限することは社会通念上不適切な措置である。
- (3) 平成 14 年に共済団体の担当職員が作成した文書がある。そこに前納期間中途での追加前納の記載がある。この文書を基に前納することは当然であり、共済団体は前納を受け入れることが妥当である。
- (4) 平成 16 年に前納を申し出ているが、詳細な説明がなく、本文書と異なる対応をされている。共済団体としての説明責任を果たしておらず、事業者として共済知識に乏しい一般消費者を保護しようとする意識に欠けていると言わざるを得ない。
- (5) 平成 21 年にこの文書を基に前納を申し出たが、契約者間の公平性や事業健全性の維持という理由だけで断られている。
- (6) 契約者に対して推進制限措置に関する告知が全くされていない。契約者に不利益を及ぼす措置をとるのであれば、事前に案内をするのが常識である。店頭でポスター掲示をしたと抗弁するが、店頭へ出向かない契約者のことを無視した告知方法である。以上 2 点から告知に瑕疵がある。瑕疵がある告知を根拠に前納を謝絶することは非常識である。

<共済団体の主張>

- (1) 申立人の請求を棄却することを希望する。
- (2) 終身共済約款に定めるとおり、共済掛金の前納は共済団体の承諾が必要である。
- (3) 共済団体が前納を承諾しない理由は以下のとおりである。
 - ① 共済事業の信頼性の維持、共済契約者の保護を図るため、推進制限措置を設定している。
 - ② 申立人が主張する文書は確かに共済団体の担当職員が作成したものであるが、あくまでも推進制限措置を実施する以前の平成 14 年に

おける試算値を記載したに過ぎず、契約の一部を構成するものではないと考える。また、内容的には平成 15 年は追加の前納が可能と仮定した表記をしてある点は認識するが、それ以降の将来における再度の前納を約束したものではない。従って当該文書を根拠に再度の前納受入は、契約者の一方的な期待にすぎない。

- (4) 契約者への告知は店頭にてポスターを掲示し行っている。
- (5) 共済団体が自ら定めた推進制限措置を逸脱する前納を受け入れることは、コンプライアンスの観点、推進制限措置の設定目的の 2 点から不可能である。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、以下のとおり、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件契約は、いわゆる附合契約である。附合契約においては、契約者の一方が定める約款にしたがって他方当事者も契約をしたとされ、その内容が不合理ではない限り、他方当事者は、約款の具体的内容の知不知にかかわらず、約款の定めるところに拘束されるのが原則である。
- (2) 上記約款では、掛金前納の申し出があるときは、これを当然に受け入れるのではなく、その成否を共済団体の承諾にかからせているのであるが、そのこと自体には法的には問題はない。すなわち、前納の可否について共済団体の承諾を要件とすることは適法である。
- (3) 本件において、共済団体が承諾をしなかったのは、共済団体において平成 16 年 4 月 1 日に推進制限措置を設定したことによるのであって、その目的は、法人財産維持のためであり、ひいては共済事業の信頼性を維持し、かつ共済契約者全員の保護のためであることは明らかである。
また、この措置は該当する契約者全員に対してとられているのであるから、公平性に欠けるものではない。むしろ、特定の契約者に対して、恣意的に前納を承諾することの方が公平の見地からして問題である。
- (4) 申立人は、共済団体の担当職員が作成した文書の存在をもって共済団体は承諾すべきだと主張するが、当文書が作成されたのは前記推進制限措置がとられる以前のことであって、そのときに作成された文書によって共済団体が拘束される理由はないし、当文書自体、本件契約内容を構成するものとは認めがたい。
- (5) 以上により、本件契約において、共済団体が、申立人の掛金前納の申し出に対して承諾をしなかったことは妥当であると解されるので、主文のとおり、申立人の申立の趣旨は認めることができないものと裁定する。